

広情審第21号
平成13年10月29日

広島市長 秋葉忠利様

広島市情報公開審査会
会長 畑博行

公文書開示決定等に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年6月7日付け広段工第29号で諮問のあった公文書不存在決定に対する異議申立事案及び平成13年6月12日付け広段計第47号で諮問のあった公文書部分開示決定に対する異議申立事案について、別添のとおり答申します。

答 申 書

平成13年6月7日付け広段工第29号で諮問のあった事案について次のとおり答申する。

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成13年5月14日付け異議申立書及び同月17日付け補正書の趣旨は、同年4月11日付けの「段原土地区画整理事業において換地計画作成中に清算金53万円/坪を100万円/坪に上げたことを市で検討した資料」の開示請求に対し、実施機関が、同月25日付け広島市指令段工第7号で公文書の不存在について通知を行ったことの取消しを求めるといったものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述等での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

広島市は、小宅地対策として、減歩はしない代わりに清算金で清算するとした。

この金額について、昭和55年から平成10年までの工事期間中は「買収価格の約53万円/坪で清算する。」と説明していたが、平成10年には100万円/坪としたので住民運動が起きた。

広島市は、「平均53万円程度と受け取られるような」という、平均53万円程度で清算すると説明したのか、説明しなかったのかも分からないことを言っている。聞いたことのない作り話をして、情報公開になっていない。

これは、1通300円の住民票を窓口に取りに行ったら600円になるようなものである。

清算金の問題は、組織的で大掛かりな詐欺事件である。

(2) 請求に係る公文書の不存在について

ア 換地計画作成中の平成10年5月22日に開催された第78回段原土地区画整理審議会で、当時の段原再開発部長が「買い上げ価格53万円/坪で公表したと認め、53万円/坪で清算するか、しないかを検討中」と回答している。

この検討資料は、住民にとって、非常に大切な証拠資料である。

イ 平成13年2月16日に行った住民と都市整備局長との打合せで、局長は、換地計画発表前に検討し、53万円/坪を100万円/坪に上げたと回答している。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の不存在理由説明書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

平成11年に小宅地対策に係る清算金について調査を実施したところ、仮換地発表時に、市が徴収する清算金は、市が買収した対策用地の取得費が回収できればよいという趣旨で、対策用地の平均買収単価は約53万円/坪といった説明を行っていたことが判明した。

こうした本市の説明は、誰が聞かれても小宅地対策に係る清算金が平均坪53万円程度と受け取られるような説明であったと考えている。

しかしながら、清算金は、段原土地区画整理事業土地評価基準に基づき評価員の意見を聞いて平均100万円/坪と定め、平成10年10月に縦覧に供しているものである。

(2) 請求に係る公文書の不存在について

ア 異議申立人の主張は、公文書の存在とは関係がない。

イ 市の説明内容を実現するための取扱いについては、昭和57年頃の一時期に検討はしているが、結果的には先送りされた形で終わっており、清算金を平均坪53万円とするような取扱いについて、検討をした資料はなく、定めたものもない。

5 審査会の判断

当審査会は、請求に係る公文書の不存在について意見を求められたものであるため、これについて、以下のとおり判断する。

異議申立人は、請求に係る公文書が存在する理由として、「当時の部長が区画整理審議会の席上で「買い上げ価格53万円/坪で公表したと認め、53万円/坪で清算するか、しないかを検討中」と回答している」ことを挙げている。当審査会は、この発言を段原土地区画整理審議会（第78回）会議議事録により確認したが、この「検討」が組織としてなされたものであるのか、あるいは、この「検討」が公文書として残されたかどうかについては、確認することができなかった。

また、異議申立人は、「都市整備局長が53万円/坪を100万円/坪に上げたと回答している」ことを挙げている。この発言について、異議申立人からは証拠となるものが提出されていないが、仮にこのとおりの発言があったとしても、清算金を約53万円/坪と定めた公文書が存在することの証明には至らない。

ところで、清算金は、土地区画整理法第94条に基づき換地計画においてその額を定めなければならないとされ、また、施行者が換地計画において清算金を定めようとする

る場合においては土地の価格を評価しなければならないものとし、その評価については評価員の意見を聞かなければならない（同法第65条）とされている。実施機関から提出された資料によると、この評価員に対する諮問は平成10年9月7日になされており、清算金の額は、この時点で初めて約100万円/坪と定められたとしているものである。

法律の一般論として、「ないこと」を明確に証明することは困難と考えられるが、清算金の決定が、土地区画整理事業上、評価員への諮問と縦覧手続が必要であることを考え合わせると、一度決定された清算金が、増額されたものであるとは考えにくい。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

6 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

異議申立人は、市が説明した「約53万円/坪で清算する」ことを実現しないことに抗議しているものである。この点について実施機関は、不適切な説明を行ったことを認めているものの、清算金については、正式な手続を踏んで平均100万円/坪と定めたとしているものである。

実施機関から提出された資料からは、昭和56年4月の住民懇談会での説明を始めとして、住民に対し、繰り返し、小宅地対策に係る清算金が平均坪53万円程度と受け取られるような説明を行っていたことが認められる。このような状況において、住民が、約53万円/坪が清算金として決定されたものである、あるいは、決定されるものであると考えたということである。

当審査会は、本件公文書の存否について審議を行ったものであり、この清算金問題について判断するものではないが、双方のわだかまりが解消し、再開発事業が円満に完了することを望むものである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
13 . 6 . 11	諮問第15号を受理
13 . 6 . 25	公文書不存理由説明書等の受理

13.6.29 (第1回審査会)	審議(実施機関の不開示理由等の説明)
13.7.11	口頭意見陳述(異議申立人)の申立書の受理
13.7.12	実施機関からの追加資料の受理
13.7.24	異議申立人の意見書の受理
13.7.31 (第2回審査会)	審議(異議申立人の口頭意見陳述)
13.8.21 (第3回審査会)	審議
13.10.4 (第4回審査会)	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
おおが よしみつ 大賀 祥充	広島修道大学法学部教授
しもなか なみ 下中 奈美	弁護士
はた ひろゆき 畑 博行 (会 長)	近畿大学法学部教授
ふじた ひろし 藤田 浩	広島経済大学教授
みやもと いさお 宮本 功	中国新聞社論説委員